

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月27日

大和市長 古谷田 力

大和市条例第13号

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大和市長等常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年大和市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

16 令和7年7月1日から同年8月31日までの間に限り、市長の給料の月額は、第3条第1号の規定にかかわらず、同号に定める額からその額に10分の3を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第4条及び第7条の規定により支給される手当の計算の基礎となる給料の月額は、第3条第1号に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。